

横須賀市薬剤師会在宅支援薬局ネットワーク規約

2017年2月
2024年5月改定

第1条 目的

本ネットワークは、在宅業務を行う薬局の情報を収集・発信し、地域包括ケアシステムを支えることを目的とします。

第2条 登録薬局

1. 本ネットワークの登録薬局は、その薬局に常勤している薬剤師が横須賀市薬剤師会会員である薬局かつ、麻薬小売業者免許をお持ちの薬局とします。
2. 横須賀市薬剤師会会費未納の場合は、登録薬局となることができません。また、既存の登録薬局のうち、会費未納で請求の期日までにご入金のない場合も、削除させていただきます。入金後、改めて登録フォームよりご登録下さい。
3. 横須賀市薬剤師会会員メーリングリストに登録していること。本ネットワークに関わる情報はメーリングリストにて提供いたします。

横須賀市薬剤師会会員メーリングリスト登録フォーム：

<https://forms.gle/bqf7oWwgxYG3ZEzJ9>



第3条 在宅業務について

本ネットワークの対象となる在宅業務は、医療保険の「在宅患者訪問薬剤管理指導」または介護保険の「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」とします。

第4条 遵守事項

1. 在宅業務の算定に必要な医療保険・介護保険に係る届け出を行い、算定ルールを遵守してください。
2. 本ネットワークは現在在宅業務に対応可能な薬局のリストを掲載する為、人員不足などの理由で受け入れが出来ない場合には登録できません。距離的に対応できない場合などは、相談を受けた薬局が代わりに対応する薬局を探すことを前提として、ネットワークに登録することとします。
3. 横須賀市薬剤師会は相談対応時など必要に応じ、利用者等に関する個人情報を共有することがあります。その際は双方秘密保持を徹底してください。

第5条 本ネットワークへの薬局の登録方法と登録内容の変更や退会

薬剤師会ホームページ上の登録 URL へアクセスしていただき、ご登録下さい。

登録内容に変更が生じた場合は速やかに変更事項を登録時と同じ手順で申請して下さい。

また、在宅業務に対応できなくなった際は速やかに退会の届け出をしてください。

第6条 研修会

以上の各条に関する事項、およびネットワークの業務に関する事項は、必要に応じて研修会など

で伝達・意見交換を行うこととします。

第7条 苦情対応

業務開始後の問題は原則、担当薬局と申込者・利用者の当事者同士で解決することとします。

第8条 ネットワークに関する相談対応

本ネットワークの利用受付は、横須賀市薬剤師会事務局とします。また、在宅業務に関するご相談等ありましたら、事務局にご連絡ください。

横須賀市薬剤師会事務局

受付時間 9：00～15：00 (月)～(金)

電話 : 046-823-8832

Fax : 046-827-4559

E-mail: ypa@beach.ocn.ne.jp

以 上